

※詳細や添付書類等は、市ホームページを御確認ください。

【ホーム＞組織から探す＞高齢福祉課＞保険・年金＞介護保険＞サービス
”https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/korei-fukushika/hoken_nenkin/1/1/17234.html”【令和6年度社会福祉法人等利用者負担額軽減制度】

那塩高号外
令和6(2024)年7月5日

(地域密着型)介護老人福祉施設
小規模多機能型居宅介護事業所 各 位
居宅介護支援事業所

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課長 秋元 武志

令和6年度社会福祉法人等利用者負担額軽減の申請について（依頼）

日頃から、本市の高齢者福祉行政に対し、格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割を考慮して、低所得で特に生計が困難である者について、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とし実施されています。

サービス利用者が本事業による軽減を受ける場合、市へ申請し「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受けることが必要です。

つきましては、令和6年8月1日から令和7年7月31日適用分の申請受付を次のとおり行いますので、貴事業所のサービス利用者で軽減が必要と思われる方について、申請書等の提出の勧奨及び代行について御協力くださるようお願いいたします。

- 1 受付開始 令和6年8月1日（火）から
- 2 申請書類 ①社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認申請書（別紙様式第3号）
②社会福祉法人等利用者負担額軽減対象に係る収入等確認書（別紙様式第4号）
- 3 添付書類 ・預金通帳の写し
※表紙と令和5年1月1日から申請日直近までの記載がされている部分
※本人及び世帯全員分
・同意書（住所地特例者のみ）
- 4 申請方法 ・本人又は家族が直接提出する。
・入所施設又は担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が代行して提出する。
- 5 提出先 那須塩原市役所高齢福祉課
※申請書提出の勧奨及び代行に当たっては、裏面「申請書提出の勧奨及び代行に当たっての留意事項」と別紙「那須塩原市社会福祉法人等利用者負担額軽減制度について」を必ず御確認ください。

〒325-8501

那須塩原市共墾社 108 番地 2

那須塩原市 保健福祉部 高齢福祉課

介護管理係 担当：浜中

TEL0287-62-7191

FAX0287-63-8911

申請書提出の勧奨及び代行に当たっての留意事項

- ・ 当該申請は、随時受け付けますが適用期間は、原則、申請日の属する月の初日からとします。よって、8月31日までの申請分については、8月1日からの適用となりますが、8月下旬の提出ですと、確認証の交付が8月の利用料請求に間に合わないことが考えられます。その際、利用者はいったん軽減適用前の負担額を負担することになりますので、本事業の趣旨からも、出来る限り早い時期に御提出されるよう御配慮ください。
- ・ 収入額・預貯金額等の確認のため、様式第3号・様式第4号への記入及び添付書類の用意は、原則、本人又は家族が行うこととします。ただし、申請書等の提出に当たっては、利便性等に配慮し、施設担当者又はケアマネジャーにて御協力をいただきますようお願いいたします。
- ・ 本人や家族の事情により、施設担当者又はケアマネジャーが様式第3号、様式第4号への記入及び添付書類の用意を支援する場合は、収入額・預貯金額等は個人のプライバシーに関わりますので必ず同意のもとで行い、その取扱いに十分留意されますようお願いいたします。また、対応が困難なケースについては、高齢福祉課介護管理係まで御相談ください。